燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業実施要綱

(制定) 平成 27 年 3 月 25 日付 26 環工計第 408 号(改正) 平成 27 年 11 月 9 日付 27 環地環第 262 号(改正) 平成 28 年 1 月 19 日付 27 環地環第 370 号(改正) 平成 29 年 6 月 15 日付 29 環地次第 78 号(改正) 平成 30 年 9 月 21 日付 30 環地次第 181 号(改正) 令和元年 10 月 25 日付 31 環地次第 361 号(改正) 令和 2 年 7 月 31 日付 2 環地次第 250 号(改正) 令和 3 年 1 月 22 日付 2 環地次第 546 号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都(以下「都」という。)が燃料電池自動車の普及促進に向けて東京都内 (以下「都内」という。)における水素供給設備の導入を促進するために行う「燃料電池自動車用 水素供給設備整備事業」を補完して実施する「燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支 援事業」(以下「本事業」という。)に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、燃料電池自動車用水素供給設備整備事業実施要綱(平成 27年3月25日付26環エ計第407号)に定めるとおりとする。

(本事業の内容)

第3条 都は、都内に水素供給設備を導入した事業者に対し、水素供給設備の運営に係る費用の一 部を助成する。

(助成対象者)

- 第4条 本助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の全ての要件を満たす 大規模事業者又は中小事業者とする。
 - 一 経済産業省が実施する燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業(以下「国活動費補助事業」 という。)に係る補助金(以下「国活動費補助金」という。)の交付決定を受けていること。
 - 二 都内で水素供給設備を運営すること。

(助成対象経費)

- 第5条 本助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次条で定める本助 成金の交付の対象となる期間(以下「助成対象期間」という。)に係る次の経費とする。ただし、 消費税及び地方消費税を除く。
 - 一 水素供給設備を設置する土地の賃借料(水素供給設備の設置に必要な範囲の土地の賃借料と

して別に定めるところにより適正と認められる額の範囲に限る。以下「土地賃借料」という。)

- 二 水素供給設備の運営に要する経費(土地賃借料を除き、移動式の水素供給設備については、 都内での運営に係る経費として明らかなものに限る。以下「設備運営費」という。)であって、 国活動費補助事業における補助対象経費
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、設備運営費については、その種別ごとに上限額を別に定める ことができるものとする。

(助成対象期間)

- 第6条 助成対象期間は、助成対象経費の種別に応じて、次の各号のとおりとする。
 - 一 土地賃借料 水素供給設備の運営開始日(水素供給設備の種別に応じて当該設備の運営が開始された日として別に定める日をいう。以下同じ。)から別に定める日まで
 - 二 設備運営費 国活動費補助金の補助対象期間を考慮して、別に定める期間
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、同号の運営開始日が、本助成金の交付の申請を行う年度(以下「申請年度」という。)の4月1日より前の場合にあっては、土地賃借料に係る助成対象期間は、申請年度の4月1日から別に定める日までとする。

(助成金の額)

- 第7条 本助成金の交付額(以下「助成金額」という。)は、助成対象経費の種別に応じ、次の各号 のとおりとする。
 - 一 土地賃借料 助成対象経費の1/4の額に、水素供給設備の運営の実績に応じ別に定める係 数を乗じた額
 - 二 設備運営費 助成対象者の種別に応じ、次のア及びイに定める額
 - ア 大規模事業者 助成対象経費から国補助額(国活動費補助金の確定額をいう。以下同じ。) に3/2を乗じた額を差し引いた額の1/2の額
 - イ 中小事業者 助成対象経費から国補助額に3/2を乗じた額を差し引いた額
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、設備運営費に係る助成金額は、助成対象者の種別に応じ、別表の上限額の欄に掲げる額を上限とする。

(実施体制)

- 第8条 都は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対し、本助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、 基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、第1項の出えん金のほか、公社に対し、第3条による本助成金の交付を行う事務を委託 し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に 支払うものとする。

(実施期間)

- 第9条 本事業の助成金の交付申請の募集及び申請期間は、平成26年度から平成32年度までとする。
- 2 本事業の助成金の交付は、令和3年度までに行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に 定める。

附 則 (平成 27 年 3 月 25 日付 26 環工計第 408 号)

- 1 この要綱は、平成27年3月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成27年3月31日までの間にあっては、第6条第2項中「本助成金の交付の申請を行う年度(以下「申請年度」という。)の4月1日」及び「申請年度の4月1日」とあるのは、「平成26年12月26日」とする。

附 則(平成27年11月9日付環地環第262号) この要綱は、平成27年11月9日から施行する。

附 則(平成28年1月19日付環地環第370号) この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月15日付29環地次第78号) この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則 (平成 30 年 9 月 21 日付 30 環地次第 181 号) この要綱は、平成 30 年 9 月 21 日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 25 日付 31 環地次第 361 号) この要綱は、令和元年 10 月 25 日から施行する。

附 則(令和2年7月31日付2環地次第250号) この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

附 則(令和3年1月22日付2環地次第546号) この要綱は、令和3年1月22日から施行する。

別表(第7条関係)

設備運営費の上限額

助成対象者	上限額
大規模事業者	500万円
中小事業者	1,000万円
大規模事業者 (燃料電池バス対応2系統 [*])	2,000万円
中小事業者 (燃料電池バス対応2系統 [*])	4,000万円

^{※2}系統とは、圧縮機又は液化水素ポンプからディスペンサーまでの設備が2系列で構成されるものを指す。